

国会議員ラグビー世界大会レセプション企画・運營業務委託仕様書

1 件名

国会議員ラグビー世界大会レセプション企画・運營業務

2 目的

山梨県の魅力を世界へ発信するため、世界の国会議員を招いた知事主催のレセプションを開催する。

3 委託期間

契約締結の日から令和元年9月27日（金）まで

4 レセプションの概要

(1) 方針

- 招待客が本県の魅力を理解すること。
- 招待客による情報発信に繋げること。

- (2) 開催日時 令和元年9月16日（月・祝） 17時30分～19時30分
受付開始 17時00分～
設営 当日 9時00分～16時00分
撤収 当日 20時15分～22時30分

- (3) 開催場所 ホテル鐘山苑（富士吉田市上吉田6283）
シンフォニー 及び シンフォニーロビースペース

- (4) 参加者 国会議員ラグビー世界大会参加者（国会議員等）300名程度
※参加予定国

アイルランド、アルゼンチン、英国、オーストラリア、ニュージーランド
フランス、南アフリカ、ジョージア、日本
県内参加者30名程度

(5) 参加者の費用負担

原則として、参加者から会費等は求めないものとする。
ただし、会費を持参した参加者については、受託者で受領するものとし、その金額は委託料から相殺するものとする。

(6) 受託者の費用負担

特に指定する事項以外の経費は全て受託経費に含まれる。

5 委託業務内容

(1) 書類作成業務

◇案内状作成

参加国の代表者へ送付する案内状を作成する。（英語）

なお、送付には電子メールを用いるものとし、郵送料は見込まない。

◇席次表作成

(2) 会場設営等

◇会場設営

- ・受付コーナー
- ・クローク
- ・ステージ（スクリーンを利用のこと）
- ◇会場表示、看板、ステージ看板の作成
- ◇参加者及びスタッフ名札の作成
- ◇県産品紹介ブースの設営（観光情報、県産品、農産物） 3ブースを想定
なお、ブーススタッフ、展示品は県が用意する。
- ◇装花等による会場装飾
- ◇会場スタッフの手配
参加者が海外要人であることを鑑み、必要なサービススタッフを手配すること。
- ◇控室の手配（2室（知事・来賓用））

（3）料理等の提供（立食形式）

- ◇料理
 - ・品数は8品程度とし、最大270人分を用意する。
 - ・料理1品につき、1種類以上の県産食材を使用する。（県産食材は料理名に明示）
 - ・使用必須食材
 - (1) 県産ブランド肉
 - (2) 県産魚（富士の介、甲斐サーモンレッド等）
 - (3) 県産フルーツ（ぶどう など）
- ◇飲料
 - ・県産の飲料（ワイン、日本酒、地ビール、ミネラルウォーター等）
※ワインの銘柄は、国産ワインコンクールの結果を鑑み、県側が選定する。
 - ・乾杯用スパークリングワインは県の負担で用意するが、会場への持込料は受託経費に含める。60本として見込むこと。
- ◇その他
 - ・県産食材、飲料等の仕入れ先については、必要に応じて県が紹介する。
 - ・食材の紹介パネル（卓上）を作成すること。
 - ・料理のサービスに必要な人員を配置すること。

（4）セレモニーの進行・ステージ演出等

- ◇セレモニーの司会進行とオペレーション（音響、照明、映像）
- ◇ステージ等での演出（アトラクション等）の企画・実施
- ◇ステージ司会手配（1名）
- ◇通訳手配（ステージ通訳（1名）及び知事・来賓通訳（2名）。なお、ステージ通訳と来賓通訳は兼ねることができるものとする。）

（5）参加者への土産物の調達（40,000円相当の県産品 9か国分 計360,000円）

※県産品は、県側が選定する。

（6）食材や県産品、資材の往復輸送

（7）県が手配する内容

下記内容に係る物品等の調達は県が手配するが、費用は250,000円として受託経費で見込むこと。また、内容に追加提案できる場合は費用を含め提案すること。

- ◇知事による県 PR プレゼンテーションを実施。プレゼンテーションの内容は県が用意する。
- ◇県産樽酒を用いた鏡開き
- ◇ステージアトラクション（県内高校生による和太鼓の演奏を予定）
- ◇記念撮影コーナーの設置
 - 参加者が鎧等を着用し、パネルの前で記念撮影を行うエリアを設置する。
- ◇県内名勝地の画像の提供
 - 参加者が自由に画像をダウンロードできるサイトを用意し、会場内に設置した QR コード等により誘導。
- ◇富嶽三十六景レプリカの展示

6 著作権の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 本業務において、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全体を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。